

粕屋町中小企業融資制度のポイント

粕屋町中小企業融資制度のポイントを説明します。

- ①融資対象者(申込みができる方) 以下の全てに該当する方
イ、常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下の事業者
ロ、粕屋町に住所及び主たる事業所があり、同一事業を1年以上営んでいる方
ハ、町税に滞納がない方(「滞納なし証明」添付要)
ニ、保証付融資残高合計で1,250万円の範囲内の方(小口零細企業保証制度利用)
- ②融資用途… 事業資金(運転・設備)
- ③融資金額… 1事業所あたり500万円を限度
- ④融資期間… 60ヶ月以内
- ⑤返済方法… 元金均等割賦償還(利息は1か月分前払い)
- ⑥融資利率… 1.30%(令和6年4月現在)
- ⑦信用保証… 福岡県信用保証協会の保証要
- ⑧保証料… 申込人の財政状況等に応じて9段階の保証料率が適用(融資決定後に確定)
- ⑨保証人… 連帯保証人は原則として、法人は代表者のみ。個人は不要。
- ⑩担保等… 保証協会の条件によっては担保を徴することがあります。
- ⑪受付機関… 粕屋町商工会が窓口となり、指定金融機関に斡旋します。
- ⑫申込方法… 県制度融資に準じた所定の借入申込書等にてお申し込みください。
- ⑬添付書類… 申込時に「滞納なし証明」のほか県制度融資要綱等に準じる。
別紙「必要書類一覧」参照
- ⑭融資決定… 融資の決定は金融機関が行います。(保証協会は保証承諾の可否について審査)
- ⑮新規取引… 指定金融機関は新規取引についても資金の融資を積極的に行うこととされています。
- ⑯指定金融機関… 福岡銀行、西日本シティ銀行、飯塚信用金庫、福岡県信用組合の各粕屋支店
- ⑰融資枠… 令和6年度町基金500万円、各金融機関の融資枠はこの2倍の1000万円となり、申込金融機関ごとに融資枠を超える場合は受付できないことがあります。
- ⑱保証料補助… 保証料完納後、その保証料の50/100が町補助金として補助されます。
金融機関が発行する「送金証明書」の他、「補助金交付申請」「誓約書」「債権者登録および口座振替申込用紙」に必要事項ご記入の上、商工会にご持参下さい。
尚、借換え、繰上償還、早期完済等により保証料の返還等があった場合は、補助金も当該部分について返還の必要が有ります。

(問い合わせ先)

- ・粕屋町役場都市政策部地域振興課地域振興係
粕屋町駕与丁一丁目1番1号 TEL 938-2311(内線 474)
- ・粕屋町商工会
粕屋町若宮二丁目3番1号 TEL 938-2456